

北陸大学内部質保証の方針

北陸大学（以下「本学」という。）における建学の精神・教育理念、使命・目的及び教育方針等の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、本方針を定める。

1. 基本的な考え方・方針

建学の精神・教育理念、使命・目的及び教育方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自ら点検・評価をしたうえで、その結果を検証して改善に結びつけることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

2. 組織体制・役割

- (1) 本方針に基づく自己点検・評価の実施及び点検評価の取りまとめ、改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表を担い、全学における内部質保証の責任を負う組織として、学長の下に自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- (2) 教育の中長期計画及び事業計画、全学的な教育編成方針、教育の質保証・質的向上等を担う組織として、学長の下に教学運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- (3) 中期計画の推進、達成状況、進捗状況等を検証する組織として、常任理事会の下に中期計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

3. 内部質保証推進のための手続き・運用

- (1) 学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表及びPDCA サイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
- (2) 評価委員会は、全学の自己点検・評価の実実施計画を策定し、各部局の自己点検・評価の実施・評価を受けて、全学的な観点から自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。
- (3) 自己点検・評価の結果は、学長及び評価委員長から協議会及び常任理事会に報告したうえで、自己点検・評価報告書として、学内教職員に通知するとともに、ホームページ等を通じて学外に公表する。
- (4) 学長、評価委員長は、各部局に対する改善事項をまとめ、当該部局の長に改善の実施を求める。改善への取組状況を翌年度の自己点検・評価報告書や事業計画に反映する。
- (5) 中期計画に基づく事業計画の進捗状況は、協議会で定期的に点検・評価を行う。進捗状況の評価は評価委員会が行い、協議会に評価結果を報告する。
- (6) 中期計画の達成状況、進捗状況は、推進委員会が進捗管理及び検証を行い、その結果を常任理事会に報告したうえで、学内教職員に通知する。
- (7) 法人に係る内容等、大学の教育研究以外の評価項目における内部質保証は、理事長の下で学長と連携し常任理事会がその責に当たる。
- (8) PDCA サイクルの適切性を定期的に検証するため、学長及び関連委員会は学外の有識者に対して、外部評価を依頼する。改善意見等があった場合は、関連部局に通知する。
- (9) 本学の内部質保証は、「北陸大学内部質保証システム体系図」を基軸としながら、柔軟かつ適切に推進する。
- (10) 内部質保証システムは、定期的に検証し、必要な改善を行う。

(2020 年度第 3 回自己点検・評価委員会承認)
(2020 年度第 4 回教学運営協議会承認)